

第 1 3 1 9 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 6 年 1 1 月 2 0 日 木曜日
開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 0 時 2 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委 員 長 藤原 勝紀
委 員 星川 茂一
委 員 奥野 史子
委 員 秋道 智彌
委 員 鈴木 晶子
委員・教育長 生田 義久

4 傍 聴 者 1 人

5 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分, 委員長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 3 1 8 回京都市教育委員会会議の会議録について, 全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 4 件

イ 議案事項

報第 3 号 京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

報第 4 号 京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

報第 5 号 京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(事務局説明)

○東 教職員人事課長

これら 3 つの案件については, 人事委員会勧告等を踏まえた給与改定に関する条例改正の
内容の確定が, 市会開会の直前となったことに伴い, 教育長専決処分を行っている。事後報
告となったことについて, 御了承いただきたい。

これらは, 京都市及び京都府人事委員会の勧告に基づく給与改定に伴う案件であるので,
一括して報告させていただく。

今回報告する案件は、人事委員会勧告に基づいた改正がほとんどであるので、はじめに市と府の勧告の主な内容について説明する。

まず、本年9月18日の京都市人事委員会勧告についてだが、公務員給与が、民間企業の平均給与を下回っていたことから、職員給与を月例給で0.24%、ボーナスで0.15月分引き上げるよう勧告されている。月例給は15年ぶり、ボーナスは7年ぶりの引上げ勧告となる。

一方で、給与構造の見直しに伴う経過措置、つまり、平成19年4月に給料表が切り替わり、給料が大幅に減額となった際の現給保障について、本年度末をもって廃止することが適当との報告がなされている。

次に、11月5日の京都府人事委員会勧告についてだが、市と同様、公務員給与が、民間企業の平均給与を下回っていたことから、職員給与を月例給で0.24%、ボーナスで0.15月分引き上げるよう勧告されている。府では月例給・ボーナスともに7年ぶりの引上げ勧告となる。

また、給与構造の見直しに伴う経過措置についても、段階的に引下げのうえ、平成29年度末をもって廃止する旨、勧告されている。

なお、これらの人事委員会勧告においては、月例給やボーナスの他、通勤手当の引上げや、再任用職員に対する単身赴任手当の支給等、諸手当の改定についても言及されている。

続いて、以上の勧告内容を踏まえた、給与改定のうち、市会への条例改正提案を伴うものについて、今回議案にあげているので、それぞれについて説明する。

1点目、管理用務員の給与改定について説明する。

管理用務員の給与については、本市の常勤職員に準じた改定となる。

まず給料表の改定については、市の勧告通り月例給を平均0.24%引き上げるべく給料表を改定しており、世代間の給与配分見直しの観点から、高齢層の引上げ幅は小さく、職務の級や号給が高くなるにつれ、引上げ額が少なくなっている。

給料表改定の影響額は、改定前の平成26年4月現在での管理用務員の平均給料が月額約36万円であり、平均の引上げ額は約610円となる。

ちなみに、同水準の給料表を適用する給食調理員においては、平均給料が約33万円であり、平均の引上げ額は約1,000円となる見込みである。

給料表の適用については、本市の職員と同様に、平成26年4月1日に遡っての適用となる。改定により発生する4月以降の差額分は、条例改正後に一括して支給する予定である。

また、現給保障の廃止については、市の勧告において「本年度末をもって廃止」とされているが、激変緩和措置として、平成27年4月から支給額を段階的に減額し、平成28年度末をもって廃止することとしている。

なお、本市の職員給与についても、市会にて給料表の改定等の提案が予定されている。

2点目、再任用給食調理員の手当の改定について説明する。

勧告内容の最後に触れたが、本市の再任用職員と同様に、再任用給食調理員にも単身赴任手当を支給できるよう、条例の改正が必要となっている。

この条例の施行期日については、本市の職員と同じ平成27年4月1日からとする。

3点目、幼稚園・高等学校の教職員等の給与改定について説明する。

教職員の給与は、義務教育である小・中・総合支援学校は国と京都府が負担をしているが、それ以外の幼稚園・高等学校の教職員や、本市独自で措置している少人数学級等の常勤講師

は、設置者である京都市が負担をしている。

これら市費負担教職員の給与については、京都府立学校の教職員との均衡を図るため、これまでから、給与を「府並」とし、京都府と同じ内容で措置してきた。今年度の給与改定についても、府と同様に改定することとしたいと考えている。

改正内容としては、府の勧告通り、月例給を0.24%引き上げるための給料表の改定と、再任用教職員に単身赴任手当を支給できるようにしている。

給料表改定の影響額については、高校教諭の場合、改定前の平成26年4月現在での給与月額が平均約38万円であり、引き上げられる月額は平均約930円となっている。また、幼稚園教諭の場合は、改定前の給与月額が平均約30万円であり、引き上げられる月額は平均約1,810円となっている。

給料表の適用については、本市及び府の職員と同様に、平成26年4月1日に遡っての適用となり、4月以降の差額分は、条例改正後に一括支給の予定である。

なお、その他、教育委員会規則等の改正を伴うものについては、別途、お諮りさせていただく予定である。

(委員からの主な意見)

○単身赴任手当の金額はどのくらいか。

○京都市内の異動で手当が出ることはあるのか。どのような者に出るのか。

(事務局)

○単身赴任手当の金額は23,000円に距離に応じた加算がついた金額である。

○単身赴任手当は京都市内の異動等では対象とならない。支給例としては、東北に災害復旧支援のために派遣された正規の教職員に支給した実績がある。現時点では手当を支給し得る再任用職員はいないが、今後は災害等で派遣されるケースが考えられる。

報第6号 教育に関する事務に係る平成26年度京都市一般会計補正予算について

(事務局説明)

○清水 総務課長

今回の補正予算については、先ほど教職員人事課から御説明した案件同様、人事委員会勧告等を踏まえた給与改定に関する条例改正の内容の確定が11月市会開会直前となったことに伴い、補正予算に関する議案についても教育長専決処分を行っているで、その承認をお願いしたい。

補正予算の概要については、京都市教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例や行財政局提出の京都市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定などに伴い実施する、人事委員会勧告等を踏まえた給与改定について、教育委員会が給与費を負担している幼稚園・高等学校の教職員や市立学校・幼稚園の管理用務員、給食調理員、事務局職員等の合計約2,000人分の給与費の増額支給分1億6,800万円の増額補正をお願いするものである。

(委員からの主な意見)

特になし。

(4) 閉会

10時20分、委員長が閉会を宣告。

署名 委員長